

司法修習制度についての検討

現時点における推進室の考え方

- 期間： 1か月程度
- 方法： 集合修習・双方向的
- 内容： 演習・起案は不可欠
- 制度： 導入的集合修習制度として恒常的に実施

根拠

- 1 法曹養成制度検討会議における委員からの修習に関する問題提起(別添1)及びこれを踏まえた取りまとめ(別添2)が、充実した導入的教育の必要性を訴えるものであったこと
- 2 自民党司法制度調査会の中間提言及び公明党法曹養成に関するPTによる法曹養成に関する提言等(別添3)においても、上記1と同様の指摘がなされていること
- 3 法務省刑事局・検察教官室及び日弁連・弁護士教官室(民事・刑事)が、いずれも
 - ① アンケート調査結果や指導担当者自らの経験を踏まえ、導入的集合修習が必要である
 - ② その必要性については、実務修習への橋渡しのために必要な基礎的知識等を身に付けさせるとともに、各自の不足している知識・能力について早期に気付かせ、効果的・効率的な分野別実務修習の実施につなげることにある(法科大学院の間に教育内容のばらつきがある現状を根拠とするものではない)。そのため、一時的措置として実施するのではなく、恒常的に実施する必要がある
 - ③ 導入的集合修習の内容についても
 - ・ 期間は1か月程度必要である(最高裁が主張する2週間弱程度では不十分である)
 - ・ 集合方式による双方向性の修習が必要である(サテライト方式や一方向性の修習では不十分である)
 - ・ 内容として、演習・起案が必要である

とおおむね一致した主張をしており、そのような主張は合理性を有すると思われること
- 4 法曹三者の視点や考え方等を臨床的な体験を通じて習得させるためには、座学だけではなく、演習や起案が不可欠であり、これらを実施するためには一定の期間が必要である。また、全修習生を同一のカリキュラムの下で一括して教育することによって、全修習生の比較により個々の修習生のレベル等を把握することができ、効果的な実務修習の計画が可能となるほか、修習生の立場からも、自己のレベルを認識することで、実務修習での目標等を明確に認識することが可能となり、実務修習の質・密度の向上につながる。また、現在、実務修習期間中に実施されている導入的教育を集約することで、実質上、実務修習の量的拡大につながる。

推進室としての司法修習委員会及びその幹事会並びにワーキンググループへの今後の対応

- 引き続き、上記推進室の考え方を説明
- 修習期間は、例えば、現在修習に活用されていない二回試験後、その合格発表までの間の3週間を活用するなどすれば、現在の修習期間を延長することなく、分野別実務修習の期間についても現在の2か月を維持し得る(別添4)ことを説明
- 司法研修所(寮を含む)の収容規模の問題については、導入的集合修習の創設を前提として、裁判官等の研修施設の利用可能性などについて具体的な検討を行う必要があることを提案

※ 今後の司法修習委員会等の予定については、別添5参照。

法曹養成制度検討会議における司法修習の内容に関する意見【抜粋】

【第10回会議 田島委員意見書】

(・・・略) 現在の司法修習を見ると、以前行われていた修習よりも、その内容が非常に薄くなってしまっているのではないだろうか。(中略)

まず、司法修習の期間が以前の2年間から1年間に短縮されたことが挙げられる。新たに法科大学院制度が設けられたことを考えれば、単純な比較はできないが、以前は2年間かけて行っていたことを1年間でやるには相当密度の濃い修習を行わなければならないのは当然のことである。しかし、現実には、例えば、以前の修習で行われていた「前期修習」のような、実務の基本となる事柄を統一的、組織的に教育する修習がなくなってしまったという問題がある。現在の司法修習生は、いきなり各地の裁判所、検察庁、弁護士事務所での実務修習を始めることになるが、現実の事件で多忙な現場で、「前期修習」に当たるような教育を高いレベルで行うことは、なかなか難しく、各配属地によってその質もばらばらとならざるを得ないと聞いている。また、このような導入教育を、刑事裁判・民事裁判・検察・弁護でそれぞれ2か月ずつしかない実務修習期間中に行うことにより、実際に実務修習を行える期間がますます短くなってしまおうとも聞いている。これは、泳ぎ方を知らない人をいきなり池に放り込み、池に放り込んでから泳ぎ方を無理矢理に教えるようなものである。新司法修習の1年目は1ヶ月間の導入的研修を行ったと聞くが、**以前の「前期修習」ほどではないにしても、最低限、一定期間、司法修習生を集めて統一的、組織的に、実務の基本となる事柄を教える「実務導入教育」を行い、あらかじめある程度の「泳ぎ方」を習得させるべきである。**

【第11回会議 丸島委員発言】

(・・・略) 連携の問題について言えば、もとより単純に従前の前期修習ということにはならないというのはそのとおりだと思います。しかし、将来的には、法科大学院が一定部分の臨床教育を含めてもっと充実してやれるようになればよいと思いますが、短期的にはなかなかそこまではいかないという段階で、**相互の連携をよく意識しながら、導入修習というものについて、その期間・内容を含めて、きちんと位置づけ、さらに強化する方策を引き続き検討したほうがよい**と思います。

【第11回会議 伊藤委員発言】

私が把握している範囲で申しますと、相当な危機感を私たちはみんな持っています。かつてのような前期修習がないものですから、実務修習の期間は大体2か月ぐらいですけれども、その現場で最初の2週間ぐらいは導入教育のようなことをしている。そうするともう残りは1か月半。1件の事件を実際に、取調べ修習などというのは昔からあるんですけれども、調べられるか、調べられないかぐらいのような状況だと。つまり、非常に形骸化しているといえますか、実りのないものになっております。

法曹養成制度検討会議取りまとめ(抜粋)

平成25年6月26日

4 司法修習について

- (1) 法科大学院教育との連携
- (2) 司法修習の内容

- 司法修習について、法科大学院教育との役割分担を踏まえ、法科大学院教育との連携が図られているが、現在、各法科大学院の実務基礎教育の内容にばらつきがあることを踏まえると、各法科大学院において実務基礎教育の質を向上させることによって、その解消を図るとともに、司法修習の早い段階においても、同様の観点から、より一層実務に即した効果的な分野別実務修習を実施できるよう、司法修習生に対する導入的教育を更に充実させることが求められる。また、司法修習においては、新しい制度の下で修習期間が1年間に短縮されたことなどから、より密度の濃いものとするための工夫が求められている。
- 最高裁判所においては、司法修習生に対する導入的教育や選択型実務修習を含め司法修習内容の更なる充実に向けた検討を行うことが求められる。
また、第4で述べる新たな検討体制の下で、質の高い法曹を育成できるよう、法科大学院教育との連携、司法修習の実情、上記の最高裁判所における検討状況等を踏まえつつ、司法修習生に対する導入的教育や選択型実務修習の在り方を含め司法修習の更なる充実に向けて、法曹養成課程全体の中での司法修習の在り方について検討を行い、2年以内に結論を得るべきである。

- ・ 司法修習については、法科大学院における教育との有機的な連携の下に、法曹としての実務に必要な能力を修得させることが求められている。法科大学院教育と司法修習の役割分担について、法科大学院教育は、法理論教育及び実務への導入教育を行うものであるのに対し、司法修習は、法科大学院における教育を前提とし、これと連携を図りながら、実務修習を中核とする実務に即した教育を行う課程と位置付けられる。このような役割分担を前提とし、法科大学院教育から司法修習への円滑な移行を行い、修習の効果を上げるために、司法研修所及び配属庁会において、修習の開始前後に導入的教育が実施されている。司法修習生は、これらの導入的教育を経て分野別実務修習に取り組むことにより、集合修習の開始までに概ね必要な水準に達すると評価されているが、現在、各法科大学院の実務基礎教育の内容にばらつきがあることを踏まえると、各法科大学院において実務基礎教育の質を向上させることによって、その解消を図るとともに、司法修習の早い段階においても、同様の観点から、より一層実務に即した効果的な分野別実務修習を実施できるよう、司法修習生に対する導入的教育を更に充実させることが求められる。

また、司法修習においては、多様化する法曹に対する社会的ニーズに応えるべく、幅広い法曹の活動に共通して必要とされる汎用的能力を修得していくための指導が行われるとともに、選択型実務修習が多岐にわたる分野で幅広く修習が実施されているが、新しい制度の下で修習期間が1年間に短縮されたことなどから、より密度の濃いものとするための工夫が求められている。

別添2

- ・ 最高裁判所においては、司法修習生に対する導入的教育や選択型実務修習を含め司法修習内容の更なる充実に向けた検討を行うことが求められる。

また、第4で述べる新たな検討体制の下で、質の高い法曹を育成できるよう、法科大学院教育との連携、司法修習の実情、上記の最高裁判所における検討状況等を踏まえつつ、司法修習生に対する導入的教育や選択型実務修習の在り方を含め司法修習の更なる充実に向けて、法曹養成課程全体の中での司法修習の在り方について検討を行い、2年以内に結論を得るべきである。

なお、今後、法曹養成課程全体の中での司法修習の在り方について検討する中で、必要があれば、司法修習生の地位及びこれに関連する措置の在り方や兼業許可基準の更なる緩和の要否についても検討することが考えられる。

導入的修習に関する政治側の意見（抜粋）

【自民党 司法制度調査会 中間提言 P 8】

「法曹実務家への体系的な導入的修習として重要な意義をもっていた前期修習のないまま実務修習を行うことは、実務修習を受け入れる現場に負担をかけるのみで効果が上がらない、との指摘があったことは深刻である。従前の前期修習の意義をよく検証し、実務的に可能な限り来年度からの**前期修習の復活やそれと同等の導入的修習の開始**を提言する」

【法曹養成と法曹人口を考える国会議員の会

法曹養成制度と法曹人口増加の抜本的改革に向けて P 3】

「司法研修所は、理論と実務の架橋教育の中核機関としての役割を十分認識したうえで、**前期修習を復活し**、現状よりも少なくなった合格者に対して充実した教育を実施すべきである」

【公明党 法曹養成に関するプロジェクトチーム

法曹養成に関する提言 P 8】

「実務修習期間における修習の実をあげるべく、**修習の冒頭での導入的修習の実施の検討を含め、司法修習の期間・内容の検討**をする」

別添4

	現行		例えばの案			
期間	1年 (実際は1年と3週間)		1年 (実際は1年と3週間)			
導入修習	(導入的教育を各実務修習内で実施)		1か月			
実務修習	8か月		8か月			
集合修習	2か月		2か月			
選択型修習	2か月		7週間			
9	◆ 司法試験合格発表 (9月10日頃)		◆ 司法試験合格発表 (9月10日頃)			
10						
11						
12			導入修習 --- 1か月			
1	実務修習 (2か月×4)		実務修習 (2か月×4)			
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8	集合A	選択型	選択型修習 --- 1か月			
9						
10	選択型	集合B	集合修習 (2か月)			
11			3週間			
12	※		選択型修習	導入修習		
1	※ 二回試験合格発表 (12月18日頃) までの待機期間 (約3週間)		実務修習 (2か月×4)			
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8			集合A	選択型	実務修習 (2か月×4)	
9						
10			選択型	集合B	選択型修習	
11					集合修習	
12			※		選択型修習	

1 司法修習委員会・同幹事会及び司法修習委員会ワーキンググループにおけるこれまでの検討状況

司法修習委員会・同幹事会

9 / 13

11 / 1

司法修習委員会ワーキンググループ（9回開催）

7 / 24

8 / 5

8 / 27

9 / 2

9 / 9

9 / 30

10 / 11

10 / 21

10 / 28

2 今後の検討予定

11 / 13 司法修習委員会ワーキンググループ

11 / 19 司法修習委員会ワーキンググループ

12 / 3 司法修習委員会・同幹事会

12 / 9 第4回法曹養成制度改革顧問会議

12 / 17 第5回法曹養成制度改革顧問会議（予備日）